

都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改正について【概要】

1 改正理由

- 国の法改正及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という。)を踏まえ、令和2年都議会第1回定例会において「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正案(以下「改正条例」という。)を提出
- 東京都教育委員会は改正条例に基づき、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」を改正(以下「改正規則」という。)
- 改正規則では、規則に定めるもののほか、教育職員等の業務量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、東京都教育委員会が別に定めることとし、令和元年5月に策定した「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を改正

2 主な改正内容

- 条例・規則に基づく法的根拠のある方針に位置付け
- 指針を踏まえ、名称を「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に変更
- いわゆる時間外労働時間の上限について、「上限の目安時間」から「上限時間の原則」に変更
- 指針における「サービス監督教育委員会が講ずべき措置」を踏まえて、以下の事項について新たに追加(以下4点)

- ・ 在校等時間の記録は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、その管理及び保存を適切に行うこと。
- ・ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息(勤務間インターバル)を確保すること。
- ・ 教育職員の勤務状況及びその健康状況に応じて、健康診断を実施すること。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

3 施行期日

令和2年4月1日